

重要事項説明書

2024年4月1日

公益財団法人 鉄道弘済会

仙台保育所こじか園

1 事業所の名称等

(1) 施設の概要

施設の種類	保育所	
名称	仙台保育所（愛称：こじか園）	
所在地	仙台市太白区砂押町23番1号	
定員	90人	
施設長	川名 重光	
建物の構造	鉄筋コンクリート造り一部軽量鉄骨造り・平屋	
保育室等	乳児室	40.12㎡
	1歳児保育室	56.15㎡
	2歳児保育室	35.73㎡
	3歳児保育室	43.64㎡
	4歳児保育室	43.64㎡
	5歳児保育室	44.07㎡
	遊戯室	85.98㎡
	厨房（食品庫等 10.35㎡）	41.85㎡
	相談室	9.90㎡
	事務室	31.36㎡
	休憩室	19.64㎡
	倉庫	13.50㎡
園庭	856.58㎡	
開設年月日	昭和33年8月1日	

(2) 設置者

設置者	公益財団法人 鉄道弘済会
住所	東京都文京区小石川1-1-1
電話番号	03-6261-3298

2 事業の目的及び運営の方針

- (1) 当保育所は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 当保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (3) 当保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (4) 当保育所は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 当保育所は、「仙台市児童福祉法の施行に関する条例（平成25年4月1日）」第7条(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)、その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施します。

3 提供する保育の内容

当保育所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に基づき、以下に掲げる保育、その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（第6項に定める時間において提供する保育をいう。）
- (2) 養護と教育の一体的な提供
- (3) 食事の提供
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) その他保育に係る行事等
- (6) 延長保育

支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し、当保育所が定める時間の範囲において延長保育を行います。

4 職員の配置状況

施設長	1人
保育士	20人（常勤：18人、非常勤 2人）
調理員（栄養士除く）	2人（常勤：1人、非常勤 1人）
看護師	人（常勤：人、非常勤 人）
栄養士	2人（常勤：2人、非常勤 人）
事務員	人（常勤：人、非常勤 人）
その他（用務）	1人（常勤：人、非常勤 1人）

5 保育を提供する日

開所日	月曜日～土曜日
-----	---------

休 所 日	日曜日及び祝日法に定める祝日・休日、 年末年始（12月29日～1月3日）
-------	---

6 保育を提供する時間

次の時間帯のうち保育を必要とする時間

	開 所 時 間	保育標準時間利用時間帯	保育短時間利用時間帯
月曜日～金曜日	7時00分 ～19時00分	7時00分～18時00分 ※開所時間において当時間帯以外の利用は延長保育となります。	8時00分～16時00分 ※開所時間において当時間帯以外の利用は延長保育となります。
土曜日	7時00分 ～18時00分	7時00分～18時00分	8時00分～16時00分

7 利用料金

(1) 保育料

支給認定証の発行を行った仙台市が定める利用者負担額（月額）を、仙台市に対し支払って頂きます。

(2) 延長保育料等

区 分	料 金
保育標準時間利用時間帯を超える利用	A・B階層 無料 C1階層～ 以下の料金 1時間延長 第1子 3,000円/月 第2子以降 1,500円/月
保育短時間利用時間帯を超える利用 (合計11時間/日以内の場合)	A～C5階層 無料 C6階層～ 以下の料金 3歳未満児 第1子 1,000円/月 第2子以降 500円/月 3歳以上児 第1子 400円/月 第2子以降 200円/月 ※11時間を超えた場合、「保育標準時間利用時間帯を超える利用」欄に記載の料金となります。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
3歳以上児給食代	完全給食実施における3歳以上児への給食提供に係る実費負担	月額 5,500円
災害共済給付掛金	日本スポーツ振興センターの災害共済給付加入に伴う負担金	年額 210円

8 利用にあたっての留意事項

(1) 告知及び報告

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発育を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を当園に告知していただきます。

併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に努めることとします。

(2) 保育の不可な日

当保育所では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行いません。

ア 乳幼児が伝染性の病気で、他の乳幼児に伝染するおそれがあるとき。

イ 乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。

ウ 災害の発生、または発生のおそれがあり、乳幼児に対して危険が想定されるとき。

(3) 不正行為に対する対応

当園では、保護者が偽りその他の不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して仙台市に通知いたします。

9 利用の終了に関する事項

当保育所は、以下の場合に保育の提供を終了するものとします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 市町村が、当園の利用継続が不可能であると認めたとき

(4) その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じたとき

10 嘱託医

当園では、以下の医療機関を嘱託医（かかりつけ医）としています。

内科医	病 院 名	医療法人 平沢内科
	所 在 地	仙台市太白区砂押南町 1-47
	電 話 番 号	022-246-3511
歯科医	病 院 名	川俣歯科医院
	所 在 地	仙台市太白区砂押町 22-23
	電 話 番 号	022-246-8484

11 健康診断

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）に基づき、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施します。

1.2 児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額

(1) 賠償責任保険

補償内容	金額
施設賠償責任	身体 1事故 700,000 千円 1人 100,000 千円
生産物賠償責任	身体 1事故 700,000 千円 1人 100,000 千円

(2) 傷害保険

補償内容	金額
死亡	28,000 千円
後遺障害	37,700 千円 ~ 820 千円
負傷・疾病	療養に要する費用が 5,000 円以上のも のについて、その費用の 4/10 を給付

1.3 苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

相談・苦情受付担当者	氏名 中澤 由希子
	電話番号 022-248-2268
相談・苦情解決責任者	氏名 川名 重光
	電話番号 022-248-2268
第三者委員	電話番号
	役職・肩書等 民生委員

1.4 緊急時の対応

当保育所は、保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。

2 当保育所は保育の提供により事故が発生した場合は、仙台市子供未来局幼稚園・保育部及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

3 当保育所は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じます。

1.5 非常災害時の対応

当保育所は、様々な非常災害（地震・火災・水害等）に備え、児童の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び4項において「計画等」という。）を作成しています。

- 2 当保育所は、計画等に基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、児童に避難方法等について理解させるよう努めています。
- 3 当保育所は、少なくとも毎月1回以上、災害を想定した対応訓練を実施しています。
- 4 当保育所は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行っています。

防 火 管 理 者	川名 重光	【仙台市消防局第 61633 号】
消 防 計 画 届 出 年 月 日	令和 5 年 9 月 1 日	
指 定 避 難 所	仙台市立鹿野小学校	
避難及び消火訓練の実施	毎月 1 回以上実施	
防 災 設 備	消火器、非常持出袋（非常食・飲料水・おむつ等）	

1 6 保育日課

時 間	3 歳未満児	3 歳以上児
7 時 ～	合同保育・自由遊び	合同保育・自由遊び
9 時 45 分～	クラス別保育	クラス別保育
10 時 00 分	おやつ	
11 時 15 分	昼食	
11 時 30 分		昼食
12 時 30 分	お昼寝	お昼寝
13 時 00 分		お昼寝
15 時 00 分	おやつ	おやつ
15 時 15 分		おやつ
15 時 30 分	合同保育・自由遊び（屋外・室内）	合同保育・自由遊び（屋外・室内）
18 時～19 時	延長保育	延長保育

1 7 年間行事予定 ※情勢により、スケジュール等が変更になる場合があります

4 月	入園式、保護者との懇談会（3.4.5 歳児）
5 月	保護者との懇談会（0.1.2 歳児）
6 月	遠足（5 歳児）、保育参加、内科検診、歯科検診
7 月	七夕会、夏まつり
8 月	
9 月	保育参加
1 0 月	運動会、遠足（3 歳児, 4 歳児）、芋煮会
1 1 月	文庫まつり、焼き芋
1 2 月	こじかまつり（発表会）、もちつき会、内科検診、歯科検診

1月	新春こども会、保護者との懇談会（3,4,5歳児）、子育て講演会
2月	まめまき会、保護者との懇談会（0,1,2歳児）
3月	ひなまつり会、卒園式、進級お祝い会

18 ご利用にあたって

(1) 利用開始の際に用意していただくもの

- ・住所を確認するもの
- ・保護者の緊急連絡先
- ・児童の健康や体調を確認するもの
- ・敷布団（お昼寝用）

(2) 毎日持参いただくもの

- ・未満児
エプロン、おしぼり、コップ、おむつ
- ・以上児
おしぼり、コップ、歯ブラシ、はし、お手拭タオル

(3) その他の留意事項

- ・降園時刻はお守りください。決められた降園時刻までに降園できるよう、余裕をもったお迎えをお願いします。

重要事項の一部変更の説明に関する同意書

特定教育・保育の提供にあたり、給食代改定に伴う4月19日改定の「重要事項説明書」の変更について、重要事項の説明を行いました。

仙台保育所こじか園 園長 川名重光

私は、重要事項の説明を受け、内容について同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 _____

児 童 名 _____

保護者氏名 _____

印

児童から見た続柄 _____

重要事項説明確認書

仙台市太白区砂押町 23-1

公益財団法人 鉄道弘済会

仙台保育所 園長 殿

私は、公益財団法人仙台保育所の利用にあたって、重要事項説明書により説明を受け、その内容について同意したことを確認いたします。

令和 年 月 日

保護者住所 : 仙台市

児童氏名 : _____

保護者氏名 : _____ (印)

児童から見た続柄 : _____